

今年も、自分で。
25歳、長谷川京子。

町・県民税、 所得税の

申告



確定申告

所得税の申告

問合せ先
春日部税務署

☎ 048 (733) 2111

自書申告で提出を

所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月15日(月)まで春日部税務署で受け付けています。確定申告書は、申告納税の趣旨から、ご自分で作成して郵送などにより提出してください。

また、役場の会場では、農業所得(経費目安割合)、給与所得、年金収入などのかたを対象に下記の日程で納税相談を行います。(表2)

事業所得のあるかた、青色申告のかたは、春日部税務署に来署してください。

収支内訳書を添付して

事業所得・不動産所得などのあるかたは、これらの所得にかかる総収入金額や必要経費の内容を記入した収支内訳書を申告書に添付してください。

収支内訳書の用紙は、税務署にあります。(白色申告用紙は役場にも用意してあります)

譲渡所得の 申告相談は税務署で

土地・建物、株式などを売った場合の譲渡所得の申告と相談は、役場では行っ

ていません。該当するかたは、春日部税務署で申告相談してください。

不動産所得申告の公課資料 は課税明細書で

不動産所得の申告における公課資料については、固定資産税納税通知書に同封された課税資産(土地・家屋)明細書を提示して申告してください。

社会保険料控除は領収書で

国民健康保険税、国民年金や介護保険の保険料などの社会保険料控除をうけるかたは、平成15年中に支払った領収書を提示して申告してください。

納税は3月15日(月)までに

確定申告による所得税の納期限は、申

告期限と同じ3月15日です。期限内に納税してください。納期限を過ぎますと、未納となっている税額に対し、年14.6%(5月15日までは年4.1%)の延滞税がかかります。

振替納税をご利用ください

所得税の振替納税は、金融機関の預金口座から振替によって納税するものです。この制度を利用すれば、納期限を忘れていた場合でも納めることができます。

新たに振替納税を希望されるかたは、納期限までに預金先の金融機関が税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

所得税の納税証明書を 請求されるかたに

申告及び納付の直後に納税証明書を請求される場合は申告書の控え及び納付した領収証書の原本が必要です。

そのほか、本人が確認できるものや、印鑑が必要です。

また、代理人が請求する場合は委任状が必要です。事前に税務署へお問い合わせください。

所得税の出張申告相談(確定申告)

受付時間 午前9時~正午、午後1時~4時

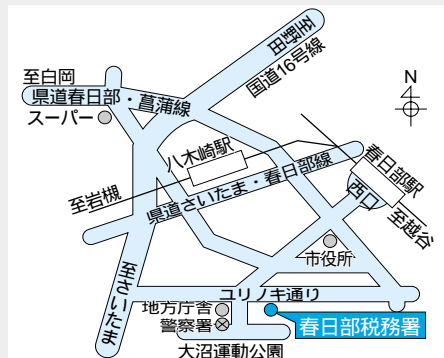
表2

会場	日にち	曜日	内容	受付対象
白岡町役場 1階会議室	2月17日	火	税務署職員 による出張 申告相談	所得税の申告 税務署から申告書が送付されたかた(相談できないものもあります)
	18日	水		
	19日	木		
	20日	金		

税務署から来署依頼の通知が届いているかたは、直接春日部税務署で申告してください。

町から町・県民税の申告書が送付されたかたは、表1の町・県民税の申告期間に申告してください。

2月22日(日)、29日(日)に春日部税務署で申告相談を行います。平日に来署ができないかたは、ぜひ、ご利用ください。



自分で書いて、早めに提出

町・県民税の申告

問合せ先
税務課住民税係

☎ 0480(92)1111
内線 124・125・129

町・県民税の申告が必要なかた

平成16年1月1日現在、「白岡町に住所があり所得のあるかた」及び「白岡町に住所はないが、家屋敷・店舗・事務所・事業所などを有するかた」は、町・県民税の申告をしなければなりません。

3月15日(月)までの指定された日に申告を済ませてください。ただし、次のかたはその必要がありません。

- ▶ 所得税の確定申告をしたかた
- ▶ 給与と所得のみのかたで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されているかた
- ▶ 年金のみで社会保険庁などから町に公的年金等の支払報告書が送付されているかた

* 昨年中に白岡町に転入したかたには、前年の実績等が分かりませんので申告書を送付していません。申告書の届いていないかたでも、所得のあるかたは、指定された日に必ず申告してください。

申告に必要なもの

- 申告書(送付されたもの)
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
- 以外のかたは、所得金額の計算に必要な帳簿書類(収入と支出がわかるもの)
- 生命保険や損害保険に加入しているかたは控除証明書
- 社会保険(国民健康保険・国民年金を含む)に加入しているかたは領収書(昨年中に支払ったもの)
- 医療費控除を受けるかたは、昨年中に支払った医療費の領収書及び保険で補てんされた金額のわかる書類
- 障害者控除の適用を受けるかたは障害者手帳または療育手帳など
- その他関係書類

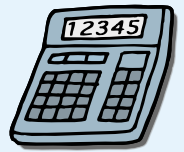
前年に所得がなかったかた

平成15年中に所得のないかたに申告書が届いたときは、申告書に所得のなかった旨(扶養になっているなど)を記入のうえ、郵送などにより提出してください。

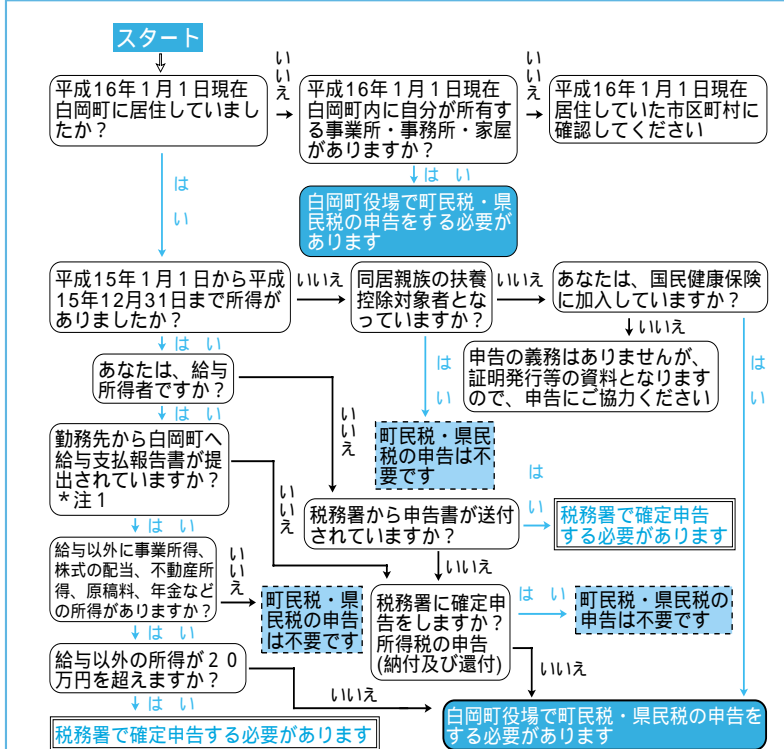
お願い

申告は、町・県民税や国民健康保険税を計算するための基礎資料となるほか、児童手当や保育料算定など各種制度との関連があります。

所得がなくとも申告にご協力くださるようお願いいたします。



わたしは、町・県民税の申告をする必要があるの？



*注1) 1月現在、勤務先の給与から、町・県民税が天引きされているかどうか、ただし、例外もあります。

町・県民税申告の受付日程

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

表1

会場	日にち	曜日	受付対象
白岡町役場 1階会議室	2月24日	火	岡泉・実ヶ谷・千駄野
	25日	水	上野田
	26日	木	下野田・爪田ヶ谷
	27日	金	小久喜1～670番地
	3月1日	月	小久喜671番地～
	2日	火	篠津1～1899番地
	3日	水	篠津1900番地～
	4日	木	新白岡・寺塚
	5日	金	野牛・高岩
	8日	月	柴山・荒井新田・下大崎
	9日	火	白岡695～1099番地
	10日	水	白岡1100番地～
	11日	木	太田新井・彦兵衛
	12日	金	西1丁目～4丁目
	15日	月	西5丁目～10丁目

町から町・県民税の申告書を送付されたかたは、表1の申告期間内に申告してください。

なお、譲渡所得などで税務署から来署依頼の通知が届いているかたについては、役場では受け付けできませんので、春日部税務署で申告してください。

2月23日(月)は役場4階会議室402で申告受付を行います。地区の指定日に申告できないかたは、表1の日程のいずれかに来庁し、申告してください。